



シリーズ  
日本経済を考える

71

# 日本の所得格差に関する議論と所得要素による所得格差の寄与度分解

財務省財務総合政策研究所前研究員  
日本通運株式会社事業開発部主任  
小笠原 渉<sup>\*1</sup>

## 1. 日本における所得格差に関する議論の整理

『日本の経済格差』（1998）で橋木がジニ係数の国際比較を行い、日本のジニ係数の上昇を根拠に、日本社会は不平等度の高い社会であり、日本は世界一不平等な国になりつつあると指摘した。これが日本において不平等度や格差に対する関心が非常に高まる契機となった<sup>\*2</sup>。また、これを契機にバブル崩壊以降の失われた10年で一億総中流社会が崩壊し、格差社会に変わったというような主張が一般に行われるようになった。橋木の主張に対しては、大竹がいわゆる橋木-大竹論争において、高齢化及び単身世帯・二世帯の増加による影響が大きく「みせかけ」上の拡大であり、不平等度の実質的な拡大を示すものではないとの指摘を行った。この大竹の指摘に対して橋木は、ジニ係数の解釈に問題があったとし、高齢貧困層の増加が格差拡大の主因であると後に述べている。この橋木・大竹論争からも分かるように、所得格差の分析においては、年度毎に、どの年齢階層ないし所得要素が影響を与えているのかを正確に理解し、その推移を把握することが重要である。

大竹（2005）は、日本の所得格差に関する議論において代表的な文献であり、1980年代から1990年代にかけては年齢別で見た所得格差の拡

大は生じていないため、この間の所得格差の拡大は所得格差の大きい高齢者層が人口に占める割合が増えたこと、すなわち人口の高齢化によることをその中で改めて明らかにしている。大竹（2005）は日本の所得格差に関する議論のベースとなっており、1999年までの日本の所得格差の拡大は人口の高齢化に起因するもので、実質的な格差の拡大ではなく、あくまでも「みせかけ」上での所得格差の拡大であるというのが定説となっている。

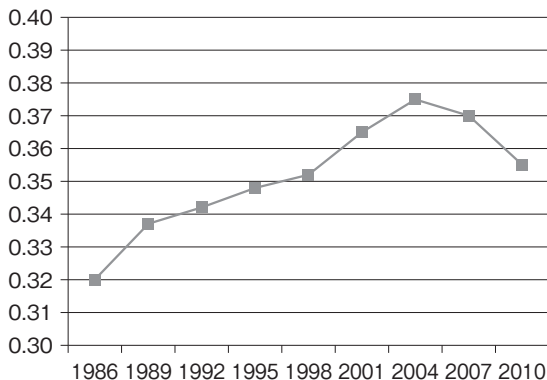
ただし、大竹（2005）は1980年代から1999年までの分析であり、2000年代以降の近年の状況は大竹（2005）で述べられている内容から変わってきている。小塩（2012）では、所得再分配調査を用いて分析を行っており、1980年～2010年までの等価可処分所得のジニ係数は概ね横ばいであるが1998年以降は若干下がっており、所得分布で見ると低所得者の割合が増え、諸外国に見られるように低所得者と高所得者への所得分布の二極化は特に見られず、押し並べて日本が全体的に貧乏になったとしている。

図1のように、本稿で主に用いた国民生活基礎調査で、小塩（2012）と同様に1986年から2010年の等価可処分所得のジニ係数の推移について期間を広げて見てみると、ジニ係数は1986年から2004年までは上がっているが、2004年以降を見

\*1) 本稿の作成にあたり、三好向洋氏（愛知学院大学専任講師）に御指導を頂いて、国民生活基礎調査の個票データを利用した。また、宇南山卓氏（一橋大学経済研究所准教授）、大野太郎氏（信州大学准教授）から貴重なコメントを頂戴した。ここに記して関係各位に感謝の意を表したい。なお、本稿の内容すべて筆者個人に属し、財務省あるいは財務総合政策研究所の公式見解を示すものではなく、また、本論文における誤りはすべて筆者個人に属する。

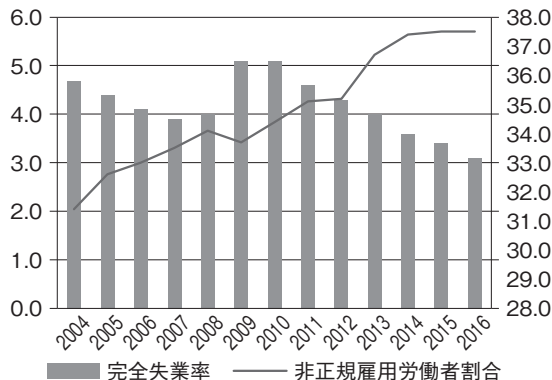
\*2) 橋木（1998）『日本の経済格差』と佐藤（2000）『不平等日本』により、日本の不平等への関心が高まった。大竹（2005）『日本の不平等』と共に近年の日本の不平等の論点を網羅している。

図1 1986年～2010年のジニ係数の推移（国民生活基礎調査）



出所：2001年までは勇上（2003）、2004年以降は国民生活基礎調査から筆者が作成。

図2 日本の完全失業率と非正規雇用労働者割合の推移（2004年～2016年）



出所：総務省「労働力調査（詳細集計）」より筆者が作成。

ると下がっている傾向にあると見受けられ、今後もこの傾向が続くのか、ジニ係数の動きを注視する必要がある。

なお、1990年代後半以降については就労収入の格差は拡大しており、太田（2005）によると、特に男性若年層における就労収入の格差拡大は非正規割合の上昇が原因である。図2のように完全失業率は2011年以降、低下に転じており、2013年以降はリーマンショック前の水準に回復している。これに対し、非正規雇用労働者割合の推移は2004年以降、若干の上下はあれども一貫して上昇傾向にある。

太田（2005）に続く太田（2006a）\*3では、2000年前後を境にして男性常用一般労働者は若年層である20歳代に限らず、30歳代及び40歳代でも就労収入の格差が拡大していると結論付けている。当初は若年層で20歳代であった階層が年齢を重ねても、そのままの格差を引きずり、30歳代、40歳代となっていることが伺える。また、太田（2006b）は、『国民生活基礎調査』の税・社会保険料等の数値と、再分配に関する既存研究等を基に算出した各国の数値との比較で、再分配を構成する税・社会保障負担及び給付について、日本と各国のジニ係数の変化等の比較を行っている。そして、日本は欧米諸国と比べて再分配効果が小さく、その理由としては社会保障給付では労

働年齢層への給付が少ないことに加えて、税による再分配効果が小さいことが寄与しているからだと結論付けている。

しかしながら、太田（2005）及び太田（2006a及びb）等で言うところの格差の拡大は、いずれも個人すなわち世帯を構成する各世帯員の就労収入での格差の拡大であり、世帯収入で見ると共働きの場合は「配偶者」の収入、パラサイト・シングル等の収入がある場合は「その他の世帯員」の収入の影響が考えられ、当該年代の格差の拡大は依然小さいものである。世帯収入は各世帯員の就労収入の積み上げであり、個人と世帯で見た結果が異なるとすれば、なぜ違いが出るかの分析が必要となる。これが、四方・田中（2016）と本稿の着眼点である。世帯でみた所得格差に反映されていないのは、賃金格差（就労収入の格差）と世帯所得の格差の違いにあり、世帯所得を構成する所得要素を一つ一つ分解して分析する必要がある。

## 2. 国民生活基礎調査を用いる上で、その特徴についての考察

先行研究である四方・田中（2016）では『全国消費実態調査』を用いているが、本稿では『国民生活基礎調査』の個票を用いて、世帯主年齢別に世帯主の収入、世帯主の配偶者の収入、他の世

\*3) 『賃金構造基本調査』（厚生労働省）を用いて、賃金データから個人の就労収入の分析を行っている。

帯員の収入、資産収入、現金給付その他、税・社会保険料といった所得要素が世帯の所得格差に与える影響について寄与度分解を行う。対外的には『国民生活基礎調査』から算出された値が用いられることが多く、OECDには国立社会保障・人口問題研究所が『国民生活基礎調査』に基づく所得データを提出している。比較を行う上で、『全国消費実態調査』と『国民生活基礎調査』で調査目的、実施頻度、調査対象（あるいは対象外）等の違いがあることを予め念頭に置く必要がある。加えて、所得分類のうち、何が可処分所得に含まれるのかについて把握することが、分析に整合性を持たせる上で重要である。なお、『国民生活基礎調査』の調査項目には退職金、生活保険・損害保険、医療現物給付は含まれていない。また、『国民生活基礎調査』は一般的に言われているように、高齢者世帯や郡部・町村の居住者が多く、収入が低いサンプルが多いことに注意しなくてはならない。樋口他（2003）によると、家計簿をつける『全国消費実態調査』は機会費用の高い高所得者や家計簿をつける余裕のない低所得者のサンプルが抜け落ちる可能性があるが、家計簿をつける必要のない『国民生活基礎調査』は、より低所得や高所得の世帯の回収率が高いと考えられるとしている。前出の大竹（2005）でも、『国民生活基礎調査』で相対的にサンプリングバイアスが小さいのは、ランダムサンプリングで選ばれた調査単位区内の全世帯を調査対象にしているからで

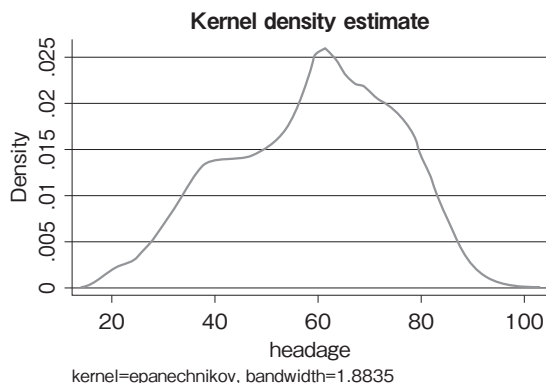
あるとしている。

本稿では『国民生活基礎調査』の平成16年（2004年）、平成19年（2007年）、平成22年（2010年）の3回分の個票データを用い、年代としては、2000年代の所得格差の変化の分析を行う。世帯の所得格差は、可処分所得により把握する必要があり、世帯の可処分所得はその世帯の世帯人員数に影響されるので、本論文では等価可処分所得を用いる。等価可処分所得の求め方は後述する。

図3は、『国民生活基礎調査』の平成22年（2010年）の世帯主の年齢別のカーネル密度推定による分布である。図の横軸の「headage」は世帯主の年齢を表している。日本の人口ピラミッドと比較すると、いわゆる第一次ベビーブームの60歳～70歳のピークがあることは共通しているが、人口ピラミッドのもう一つのピークである第二次ベビーブームの40歳前後のピークが小さ過ぎる感がある。いずれの調査年度も60歳を超えたところに偏ったピークがあり、『国民生活基礎調査』の世帯主の年齢分布が高齢者に若干偏っていることが見て取れる。

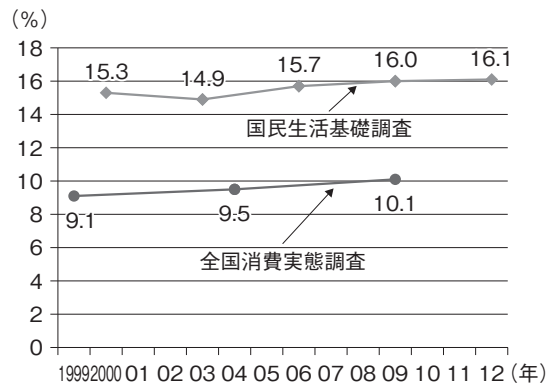
図4は、内閣府・総務省・厚生労働省（2015）の1999年～2012年の『国民生活基礎調査』と『全国消費実態調査』の公表値に基づく相対的貧困率の推移である。相対的貧困率は、『国民生活基礎調査』に基づいて算出するよりも、『全国消費実態調査』に基づいて算出する方が低い数値となる。平成22年の『国民生活基礎調査』の相対

図3 世帯主の年齢別の分布（平成22年度）



（出所）『国民生活基礎調査』平成22年度個票より筆者作成。

図4 1999年～2012年の相対的貧困率の推移



（出所）内閣府・総務省・厚生労働省（2015）『相対的貧困率等に関する調査分析結果について』

的貧困率は16.0%、『全国消費実態調査』は10.1%であり、5.9%も『国民生活基礎調査』が高い値となっている。先行研究で言われるように、格差の拡大が高齢者層の増加によるものならば、高齢者のサンプルが多い『国民生活基礎調査』の相対的貧困率が高くなるのも自然であると言える。

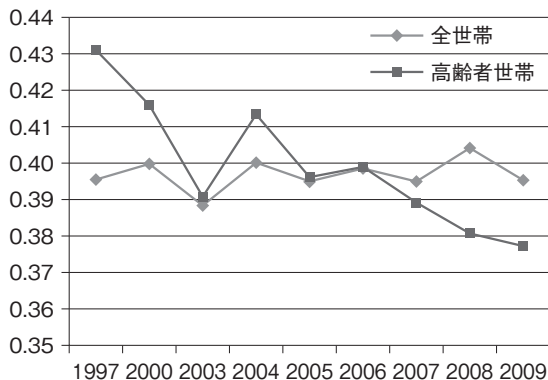
図5は、全世帯と高齢者世帯について1997年～2009年の『国民生活基礎調査』の公表値に基づきジニ係数の推移をまとめたものである。全世帯は横ばいであるが、一般的に格差拡大の原因とされている高齢者世帯についてはジニ計数が下降している傾向にあると言える。

### 3. 所得格差の寄与度分解に関する先行研究

所得格差の寄与度分解には、大きく分けて2つの分析手法がある。1つは、四方・田中(2016)が用いている世帯所得の格差を所得要素により寄与度分解する方法である。2つ目は、全体集団の格差を部分集団の格差と部分集団の構成割合に分解する方法である\*4。

前者による所得格差についての分析は、我が国では1970年代から1980年代を対象に跡田・橋木(1985)が研究を行ったことから始まり、比較的早い1980年代から研究が行われている。また、1990年代以降を対象とした研究は主として、ダグラス＝有沢の法則を巡る世帯主とその配偶者の就労収入が格差拡大を引き起こすかについての研究や配偶者の就業行動等についての研究であり、国内ではかなり多くの先行研究がある。しかしながら、各研究の結論は異なっており、配偶者の所得が世帯所得の格差に与える影響に関して明確な答えは出ておらず、それ以外の所得要素に至っては、ほとんど研究の対象になっていなかった。そこで、本稿では四方・田中(2016)の手法を参考にし、2004年から2009年までの『国民生活基礎調査』の個票データを用いて、世帯主とその配偶者の就労収入に限らず、その他の世帯

図5 1997年～2009年の全世帯と高齢者世帯のジニ係数の推移



(出所) 厚生労働省『平成23年 国民生活基礎調査の概況』を基に筆者作成。

員の収入や資産収入、現金給付その他、税・社会保険料という可処分所得を構成する所得要素を用いて世帯の所得格差の寄与度分解を行う。

なお、後者を用いた研究は、年齢構造、家族形態、就業状態等の世帯属性によって所得格差の寄与度分解を行っている。いずれも大竹(2005)と同様、高齢化によって所得格差の大きい高齢層の占める割合が上昇したことで所得格差の拡大が生じているという結論になっている。

## 4. 本稿で用いる分析手法等

### 4.1 使用するデータ

本稿の使用データは、『国民生活基礎調査』(厚生労働省)の平成16年(2004年)、平成19年(2007年)、平成22年(2010年)度版の個票データである。必要に応じて、上記以外の年度の公表値、『全国消費実態調査』(総務省統計局)の公表値を参照した。

『国民生活基礎調査』では、「世帯票」から住居、乳幼児保育、就業、介護者の状況等、世帯に関する項目、「所得票」から種類別金額、所得税等の額、生活意識の状況等、所得に関する項目、「貯蓄票」から貯蓄現在高、貯蓄の増減状況、借入金残高等、貯蓄に関する項目を把握できる。個票データでは「所得票」と「貯蓄票」は一つのデ

\*4) この2つの分析手法は、Mookherjee and Shorrocks (1982) 及び Shorrocks (1982) によって提唱された。後に Jenkins (1995) により定式化が行われ、本稿はその定式を用いて変動係数の寄与度分解を行った。

ータとして集計を行っている。『国民生活基礎調査』を使用するメリットは、年単位での収入等の把握が容易であり、『全国消費実態調査』の「年収・貯蓄等調査票」と違い、「所得票」に税・社会保険料の記載があるので、可処分所得を把握することができることにある。なお、『全国消費実態調査』では、「年収・貯蓄等調査票」に世帯年収の記載があるが、「年収・貯蓄等調査票」に税・社会保険料の記載が無いので、四方・田中(2016)や大野・小玉・松本(2017)のようにマイクロシミュレーションによって推計を行う必要がある。また、分析対象世帯(使用サンプル)の前提として、先行研究に倣って、年齢が不詳である世帯、各種の調査項目(所得、消費、税・保険料等全てが対象)に関して、未記入による空欄(.)ないしゼロ(0)、不詳コード(999999、税・社会保険料については9999または9998)付きについて、各年度で調査項目名や表記の方法が異なることに注意し、条件を揃えて処理を行った。また、本稿で使用するウェイトは、国民生活基礎調査の各年度の個票データに記載されているオリジナルの拡大乗数を使用してウェイト付けを行った。

## 4.2 所得要素の定義

以下が、本稿で用いる所得要素の定義である。括弧内は、『国民生活基礎調査』の「所得票」、「貯蓄票」における表記及び項目である。なお、AからEを合計したものからFを引いたものが『国民生活基礎調査』における世帯の可処分所得である。

- A. 世帯主の就労収入
- B. 世帯主の配偶者の就労収入
- C. その他の世帯員の就労収入
- D. 資産収入(財産所得、企業年金・個人年金等)
- E. 現金給付・その他(公的年金・恩給、雇用保険、児童手当、社会保障給付仕送り等)
- F. 税・社会保険料(拠出金合計\*5=所得税+住

民税+社会保険料+医療保険料+年金保険料+介護保険料+その他(雇用保険等)保険料+固定資産税+企業年金・個人年金等掛金)

上記の3つの「就労収入」は全て年間収入であり、雇用者所得(賞与、各種手当等を含む)、事業所得(経費等を差し引いたもの)、農耕・畜産所得、家内労働所得(内職等による収入)の合計である。世帯員とは世帯主以外の世帯を構成する各人のことで、その他の世帯員とは世帯主と世帯主の配偶者以外で、同居かつ生計を共にしている家族のことである。次に、「資産収入」は、財産所得、企業年金・個人年金等のことである。「現金給付・その他」には、公的年金・恩給、雇用保険、児童手当等、その他の社会保障給付金、仕送り、その他の所得が含まれている。なお、『国民生活基礎調査』の平成22年度版については児童手当等が一つの項目として独立して算出されているが、それ以前の調査についてはその他の社会保障給付金の項目に児童手当等を含む政府からの給付金が含まれている。「税・社会保険料」については、税・社会保険料が一つの項目にまとめられて予め合計が記載されている項目である「拠出金合計」ないし、税と社会保険料に関する各項目を足し上げたものを「拠出金合計」の代わりとして用いることで算出を行っている。

## 4.3 等価可処分所得について

世帯の可処分所得はその世帯の世帯人員数に影響され、各世帯で人員数が異なるので、世帯人員数で調整する必要がある。最も簡単な調整方法は「世帯の可処分所得÷世帯人員数」であるが、規模の経済により世帯人員数が多い方が世帯人員の少ない世帯より一人当たりの生活費が共通の部分がある分、より割安になることが考えられる。このため、世帯人員数の違いを調整するための等価尺度として「世帯の可処分所得÷世帯人員数の平方根」である等価可処分所得を用いる。

\*5) 税・社会保険料の拠出金合計(税金+社会保険料)のデータは平成22年度の個票のみに存在しているので、それ以外の年度は所得税以下の各項目の足し合わせにより、拠出金合計の代わりとしている。

$$\text{等価可処分所得} = \frac{\text{可処分所得}}{\sqrt{\text{世帯人員数}}}$$

等価可処分所得は先行研究やOECDの報告書で一般的に使われており、本稿も準拠する\*6。

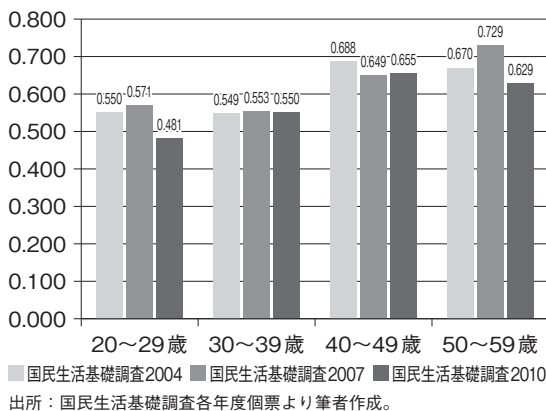
#### 4.4 分析手法

本稿の分析手法は、Shorrocks (1982)、Jenkins (1995) による変動係数の寄与度分解を用いる。Shorrocks (1982) は、1965年から1980年までのイギリスの家計所得の不平等を分析した研究であって、この分析手法を用いた最初の研究である。Jenkins (1995) は分析手法を定式化し、先行研究である四方・田中 (2016) もこの手法を用いている。詳細な数式は割愛するが、以下が寄与度の定式である。

$$S_f = s_f CV = \rho_f \lambda_f CV_f$$

この分析手法は、各所得要素の寄与度の合計が、世帯の総所得における格差を表しているので、所得格差の数値による把握がしやすい不平等度指標であると言える。次の第5章では、寄与度の合計の推移を見ることで、格差の推移のトレンドを掴みたい。

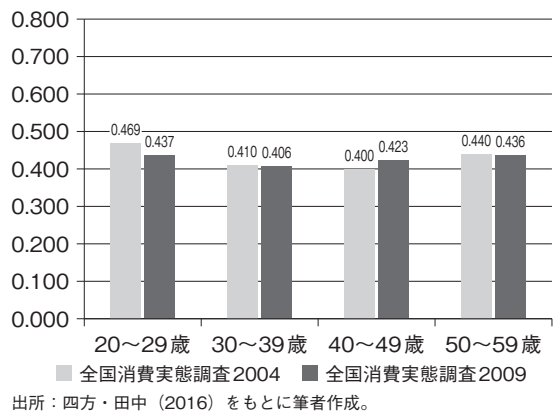
図6 世帯主年齢20～59歳の2人以上世帯の寄与度の合計の推移（国民生活基礎調査）



## 5. 世帯主年齢別の寄与度の合計から見た所得格差の推移

世帯主年齢別の寄与度の合計の推移は、すなわち格差計の推移である。図6は『国民生活基礎調査』の20～59歳の2人以上世帯の世帯主年齢別の格差計の2004年～2010年の推移であり、図7は先行研究である四方・田中 (2016) の『全国消費実態調査』を用いた分析の中から対応する2004年及び2009年の数値を比較用に載せている。図6の『国民生活基礎調査』の2004年と図7の『全国消費実態調査』の同じく2004年を比較すると、全ての年齢層において図6の『国民生活基礎調査』の値が大きく、年齢が高くなるにつれて、その傾向が顕著になっている。個別に見ていくと、図6の『国民生活基礎調査』の推移については、40～49歳以外の年齢層において、2007年に格差が拡大した後、2010年では2004年よりも格差が縮小ないし30～39歳のみ横ばいとなっている。40～49歳については全年齢層を通して唯一、2007年で格差が縮小し、逆に2010年で2007年より格差が拡大している。図7の『全国消費実態調査』においても、40～49歳は他の年齢層と異なり2010年に格差が拡大する傾向にあることから、40～49歳に何か特有の原因があると思われる。

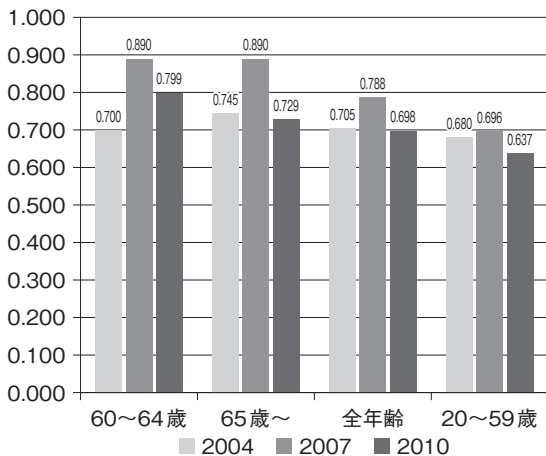
図7 世帯主年齢20～59歳の2人以上世帯の寄与度の合計の推移（全国消費実態調査）



\*6) 可処分所得＝年収－税・社会保険料

等価可処分所得は世帯の可処分所得を平方根で割って求められる。例えば、可処分所得が100万円の単身世帯と144万円の2人世帯（144万円÷ $\sqrt{2}$ ＝100万円）が同じ所得階層に分類されることを意味する。

図8 世帯主年齢60歳以上の2人以上世帯の寄与度の合計の推移（国民生活基礎調査）



出所：国民生活基礎調査各年度個票より筆者作成。

続いて図8についてである。図8の世帯主年齢60歳以上については先行研究の四方・田中(2016)では触れられていないので、『国民生活基礎調査』から求めた値のみを記載する。全体的に図6と比較して数値が大きく、格差が大きい傾向に有り、先行研究で述べられている近年の所得格差の拡大は人口の高齢化に起因するという定説とも一致する。なお、60～64歳と65歳以上の2004年と2010年の数値を比較すると、60～64歳と65歳以上の数値が逆転しており、2004年に行われた年金制度改革や2006年の高齢者雇用安定法の改正の影響を示唆しているものと思われる。

## 6. 世帯主が現役世代（20～59歳）の世帯における所得要素の寄与度分解

図9は『国民生活基礎調査』の現役世代の世帯主年齢が20～59歳における等価可処分所得の各所得要素別の変動係数に対する寄与度分解を行ったものである。図10は、四方・田中(2016)の『全国消費実態調査』に基づく数値である。所得要素の寄与は、どの年度も世帯主の就労収入によるものが一番大きく、格差の縮小に大きく寄与しているのは税・社会保険料である。この傾向は、『国民生活基礎調査』も『全国消費実態調査』も

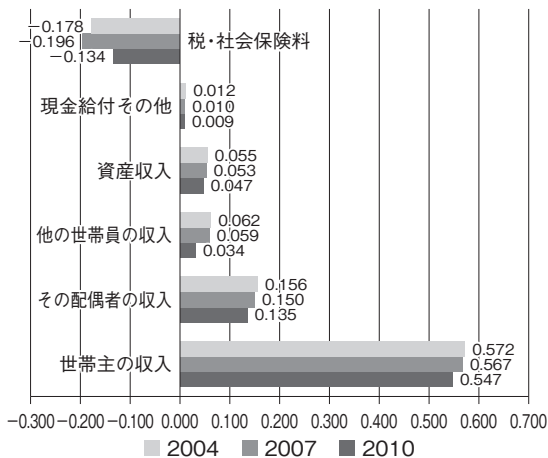
共通であり、この結果は先行研究とも一致する。現金給付その他と税・社会保険料は年度による違いはあるが、格差を縮小させる方向に寄与していると言える。

各所得要素の寄与度の傾向は年齢階層別に異なる。先行研究では、世帯主の年齢が平均的に上昇することによって世帯主の就労収入の寄与度も上昇し、格差が拡大する可能性が指摘されている。加えて、世帯主の配偶者の就業形態が年齢階層によって異なることも指摘されている。若年層は正規雇用の配偶者が多く、高所得の配偶者が多くなり、格差を拡大させている。少子高齢化及び晩婚化に伴う世帯構造の変化が与える影響は大きく、資産収入の格差拡大への寄与度は若年層と比較して中高年層が大きくなっていく。

## 7. 世帯主が高齢世代（世帯主年齢60歳以上）の世帯における所得要素の寄与度分解

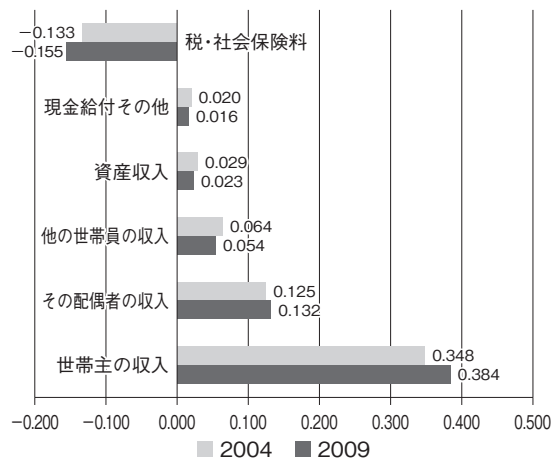
図11は、60～64歳における等価可処分所得の変動係数に対する所得要素の寄与度分解の結果であり、図12は65歳以上の結果である。まず、図11の60～64歳の世帯主の就労収入についてであるが、2007年を除いて20～59歳とあまり変わらず、60～64歳においても再雇用や定年延長で就労を続けている者が多いと思われる。配偶者についても同様の傾向が見られる。その他の世帯員及び資産収入については、資産形成や子供の就職による影響で、その寄与が20～59歳よりも大きくなっている。また、税・社会保険料が格差縮小への寄与の高さは20～59歳よりも高い傾向にある。続いて、図12の65歳以上であるが、企業の定年は対象とする2004年～2010年では60歳ないし65歳までが一般的であるので、世帯主の就労収入の寄与は20～59歳や60～64歳と比較して大幅に減少する。加えて、その他の世帯員の収入や資産収入、現金給付その他の格差拡大に占める寄与度が全世代を通して一番高いのが特徴であると言える。

図9 世帯主年齢20～59歳の2人以上世帯の所得要素の寄与度分解（国民生活基礎調査）



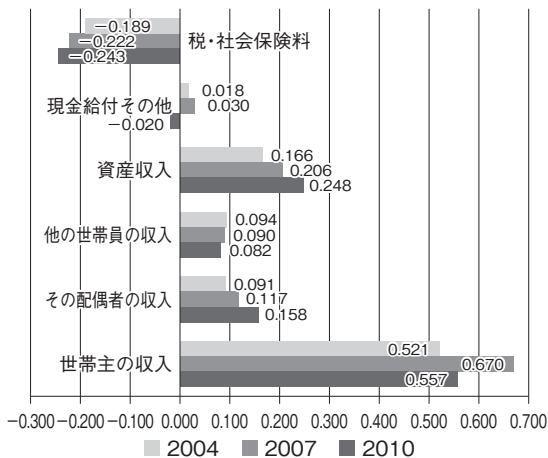
出所：国民生活基礎調査各年度個票より筆者作成。

図10 世帯主年齢20～59歳の2人以上世帯の所得要素の寄与度分解（全国消費実態調査）



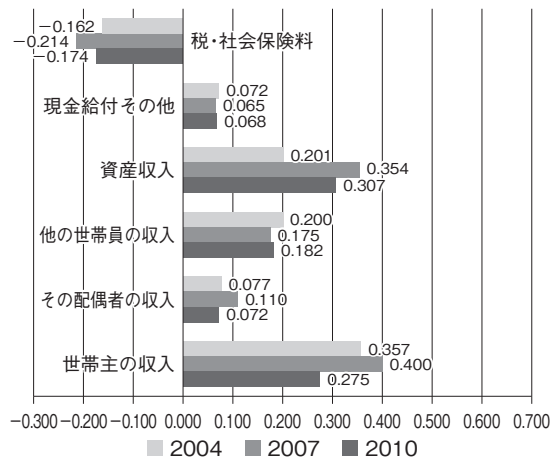
出所：四方・田中（2016）をもとに筆者作成。

図11 世帯主年齢60～64歳の2人以上世帯の所得要素の寄与度分解（国民生活基礎調査）



出所：国民生活基礎調査各年度個票より筆者作成。

図12 世帯主年齢65歳以上の2人以上世帯の所得要素の寄与度分解（国民生活基礎調査）



出所：国民生活基礎調査各年度個票より筆者作成。

## 8. まとめ

本稿では、世帯主年齢別に『国民生活基礎調査』を用いて、2004年から2010年までの所得格差について等価可処分所得の変動係数に対する所得要素の寄与度分解を行った。分析を通じて、世帯主の就労収入が所得格差の拡大への寄与が一番大きく、特に20～59歳及び60～64歳では格差拡大への寄与度が大きいことが分かった。世帯主の就労収入の寄与度は、どの世代でも先行研究で用いた『全国消費実態調査』の値よりも『国民生活基礎調査』の値が大きかった。

『国民生活基礎調査』では世帯主の就労収入が

ゼロの世帯数が多く含まれており、分析の精度を高める上では、それらを除外して考慮を行った分析についても行うべきである。世帯主の就労収入がゼロの世帯数の合計は、2004年が8,478世帯、2007年が8,154世帯、2010年は9,535世帯も存在しており、サンプル数から鑑みて無視できない存在である。

世帯主の配偶者の就労収入の寄与度は、『国民生活基礎調査』、『全国消費実態調査』共に20～59歳の現役世代で高い。配偶者の就労収入の果たす役割は、現役世代での寄与が大きく、共働きをしているか、また正規雇用なの重要となつて



いる。高齢世代については、他の世帯員の収入及び資産収入の寄与度が高く、同居して親と家計を共にしている他の世帯員の就労収入と資産形成によって得ている資産収入の寄与の大きさが伺える。最後に、税・社会保険料は、どの世代・どの年度においても、所得格差の縮小に一番大きく寄与していると言える。税・社会保険料の再分配効果は依然大きいものである。よって、世帯主や配偶者個人の就労収入で見た所得格差が拡大している、税・社会保険料の負担の累進性による格差縮小効果に相殺されて、世帯収入で見た可処分所得の格差拡大は各個人の収入で見た場合よりも小さいものとなっているのである。

#### 参考文献

- Jenkins, Stephen P. 1995, "Accounting for Inequality Trends : Decomposition Analyses for the UK, 1971-86", *Economica*, 62-245, pp.29-63.
- Jenkins, Stephen P. and Van Kerm, P. 2005, "Accounting for income distribution trends : A density function decomposition approach", *Journal of Economic Inequality* 3, pp.43-61.
- Mookherjee, Dilip, and Anthony F. Shorrocks, 1982, "A Decomposition Analysis of the Trend in UK Income Inequality", *Economic Journal*, 92-368, pp.886-902.
- Shorrocks, Anthony F, 1982, "Inequality Decomposition by Factor Components", *Econometrica*, 50-1, pp.193-211.
- 跡田直澄・橋木俊詔(1985)「所得源泉別にみた所得分配の不平等度」『季刊社会保障研究』, 第20巻第4号, pp.330-340
- 小塩隆士・田近栄治・府川哲夫編(2006)『日本の所得分配—格差拡大と政策の役割』東京大学出版会
- 太田清(2005)「フリーターの増加と労働所得格差の拡大」『ESRI Discussion Paper Series』(内閣府社会経済研究所), 第140号
- 太田清(2006a)「非正規雇用と労働所得格差」『日本労働研究雑誌』, 第557号, pp.41-52
- 太田清(2006b)「日本の所得再分配—国際比較でみたその特徴」『ESRI Discussion Paper Series』, 第171号
- 大竹文雄(2000)「90年代の所得格差」『日本労働研究雑誌』, 第480号, pp.2-11
- 大竹文雄(2005)『日本の不平等—格差社会の幻想と未来』日本経済新聞社
- 小塩隆士(2010)『再分配の厚生分析—公平と効率を問う』日本評論社
- 小塩隆士(2013)『効率と公平を問う』日本評論社
- 佐藤俊樹(2000)『不平等日本—さよなら総中流』中公新書
- 四方理人(2009)『所得格差拡大は「みせかけ」か?—所得源泉別寄与度分解(1994-2004年)』『社会政策研

究』, 第9号, pp.179-198

四方理人(2013)「家族・就労の変化と所得格差—本人年齢別所得格差の寄与度分解—」『季刊社会保障研究』, 第49巻第3号, pp.326-338

四方理人・田中聡一郎(2016)「世帯主年齢別にみた所得要素による所得格差の寄与度分解」日本経済政策学会論文

橋木俊詔(1998)『日本の経済格差—所得と資産から考える—』岩波書店

橋木俊詔(2000)「日本の所得格差は拡大しているか—疑問への答えと新しい視点—」『日本労働研究雑誌』, 第480号, pp.41-52

橋木俊詔(2006)『格差社会—何が問題なのか』岩波新書

田中聡一郎・四方理人(2012)「家族・就労の変化と所得格差」『ソシオネットワーク戦略ディスカッションペーパーシリーズ』, 第22号

田中聡一郎・四方理人(2012)「マイクロシミュレーションによる税・社会保険料の推計」『ソシオネットワーク戦略ディスカッションペーパーシリーズ』, 第25号

内閣府・総務省・厚生労働省(2015)『相対的貧困率等に関する調査分析結果について』

樋口美雄・財務省財務総合政策研究所編(2003)『日本の所得格差と社会階層』日本評論社

勇上和史(2003)『日本の所得格差をどうみるか—格差拡大の要因をさぐる—』JIL 労働政策レポート

大野・小玉・松本(2017)